

国際社会における 適応策と緩和策に関する議論 -COP17に向けて-

久保田 泉

(独)国立環境研究所

社会環境システム研究領域 主任研究員

概要

- ▶ 1. 経緯とカンクン合意の意義
- ▶ 2. カンクン会合の成果(1) 長期目標及び緩和策
- ▶ 3. カンクン会合の成果(2) 適応策
- ▶ 4. まとめと今後の課題

1. 経緯とカンクン合意の意義

将来枠組みに関する2つの作業部会

気候変動枠組条約締約国会議(COP)

長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)
(2007年～)

- ・議定書未批准の米国、議定書上GHGの削減責務を課されていない途上国の緩和策についても検討の対象にすることができる。
- ・法的性質は不明確

共有ビジョン、緩和(先進国、途上国)、適応、技術、資金、REDD+、能力構築について議論

京都議定書締約国会合(CMP)

京都議定書附属書B国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)
(2005年～)

- ・主に、附属書I国(OECD加盟国+韓国、メキシコ)の議定書第1約束期間後のGHGの削減責務について議論する。
- ・法的性質は明確。

先進国の第1約束期間後の削減目標(先進国全体&個別)、LULUCF、対象ガス、市場メカニズム等について議論

カンクン合意

長期的協力の行動のための
特別作業部会(AWG-LCA)
の成果

京都議定書附属書B国の更
なる約束に関する特別作業
部会(AWG-KP)の成果

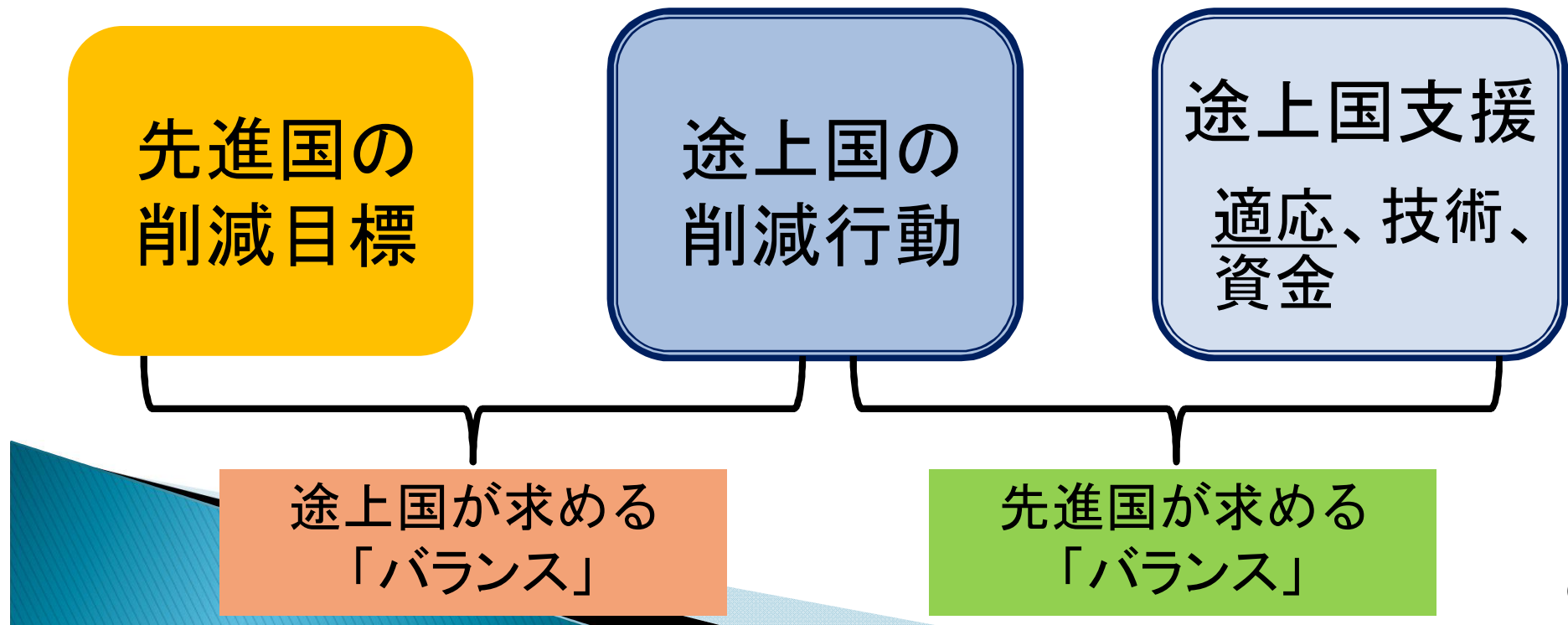
- ▶ カンクン合意とは、AWG-LCAの成果とAWG-KPの成果の総称。
- ▶ AWG-LCAの成果には、コペンハーゲン合意の主要な内容が盛り込まれている。
 - COP15:コペンハーゲン合意に「留意」
- ▶ COP17までの“宿題”が記されている。



写真出典: <http://unfccc.int/5>

カンクン合意の意義

- ▶ 1. UNFCCCプロセスの健全化
- ▶ 2. 気候変動対処のための包括的な枠組み構築への第一歩
- ▶ 3. 途上国の緩和行動の強化への第一歩



2. カンクン会合の成果

(1) 長期目標及び緩和策

カンクン合意：長期目標とレビュー

- ▶ コペンハーゲン合意と同様に、**産業化前のレベルから2°C以内に抑える気温目標を認識**
 - 科学に基づき、また、世界全体の気温の上昇が摂氏2度より下にとどまるよう世界全体の排出量を削減することを視野に入れたIPCC第4次評価報告書に示されているとおり、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であること、そして、科学的知見及び衡平の原則に基づいて、締約国がこの長期目標を達成するための緊急の行動をとるべきであることを認識する。
- ▶ 長期目標の強化(1.5°Cも含む)の検討のため、定期的レビューを実施。
- ▶ 第1回レビューは、2013年に開始、2015年に終了。
- ▶ **COP17において、全球規模での排出のピークアウトの時間枠及び2050年の目標について検討。**

カンクン合意：緩和策①

▶ 今次会合の焦点

- 目標値そのものではなく、**コペンハーゲン合意に基づく各国の誓約を今回の合意の中でどのように取り扱うか**
 - バランス①：途上国が求める「先進国と途上国の差異化」と先進国が求める「先進国の誓約と途上国の誓約の性質の釣り合い」
 - バランス②：京都議定書第2約束期間のオプションを除外するものでもなく、かといって第2約束期間反対国にすぐにコミットさせることもない

▶ カンクン合意では...

- 2つのリストを作成
 - コペンハーゲン合意に基づき提出した、削減目標(附属書 I 国)を記載したリスト:AWG-LCA、AWG-KPの合意文書で参照
 - コペンハーゲン合意に基づき提出した、国家緩和行動(NAMA)(非附属書 I 国)を記載したリスト:AWG-LCAの合意文書で参照
- 「COP(/CMP)は、リストにある通りに実施される諸誓約に留意する」

カンクン合意：緩和策②

▶ AWG-LCA

◦ 途上国

- 資金支援及び技術支援を得て、2020年におけるBAUからの抑制（deviation）の達成を目的として、NAMAを実施することに同意
- 低炭素開発戦略／計画の策定（推奨）

◦ 先進国

- IPCCの最新のrecommendationに従ったレベルに自国の目標レベルを上げることが促される
- 低炭素開発戦略／計画の策定

カンクン合意：緩和策③

▶ AWG-KP

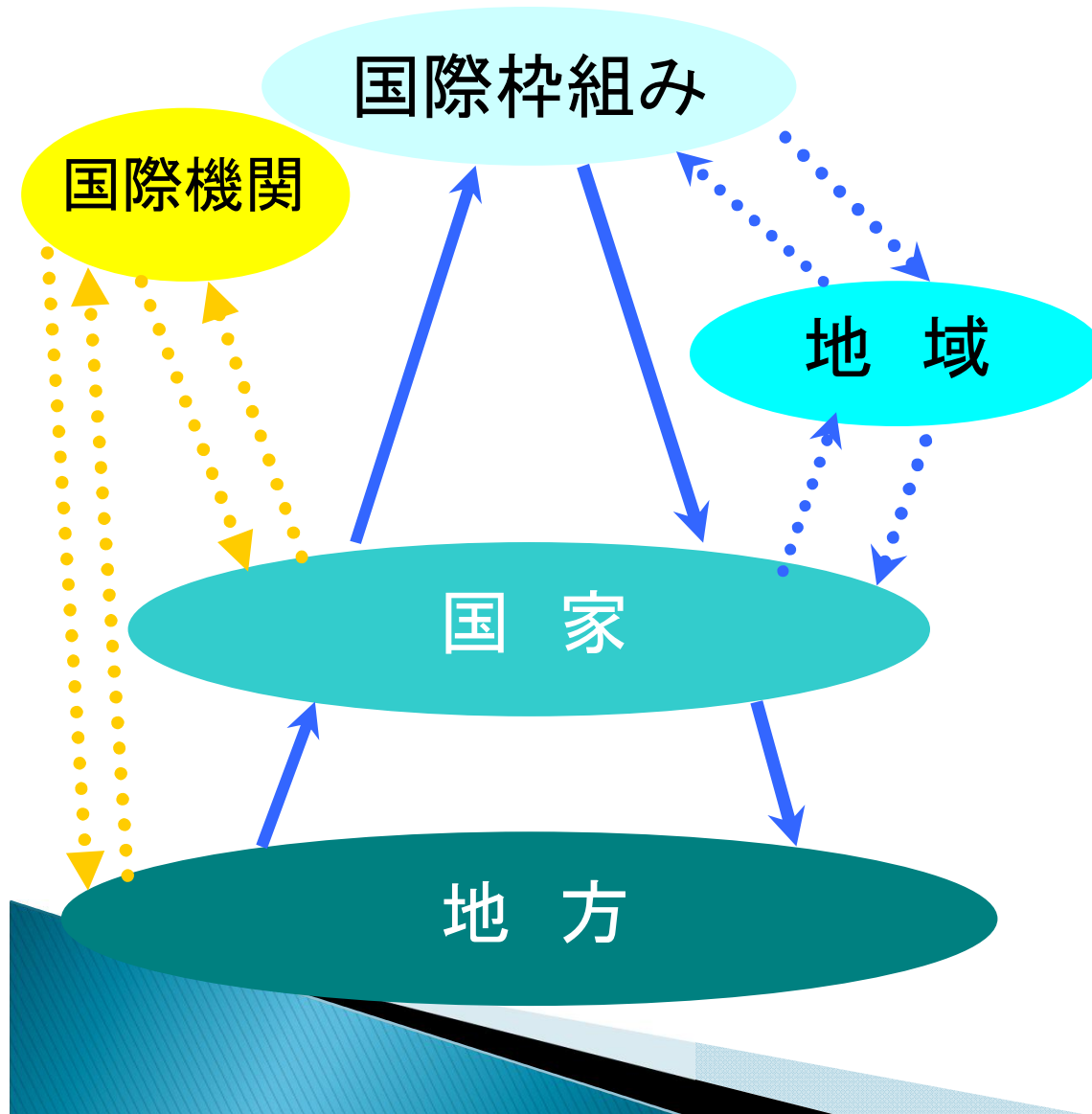
- 先進国
 - 各国の目標についてはAWG-LCAの書きぶりと同様
 - IPCC第4次評価報告書第3作業部会によって示された幅に従い、先進国全体のGHG排出レベルが低減されるよう、先進国全体あるいは各国は、目標レベルを上げることを促される
- 京都議定書第2約束期間反対国への配慮
 - 脚注：「当該INFドキュメントの内容は、締約国のポジション又は京都議定書第21条7項の締約国の権利を害することなく示される」
 - ←最終日17時公表版にはなかった
 - 日本：坂場COP16 担当大使名の書簡をフィゲレス条約事務局長宛に送付

3. カンクン会合の成果(2) 適応策

適応関連の現行制度の問題点

- ▶ 1. 各主体がとるべき適応措置の具体性に欠ける
- ▶ 2. 時間枠が不明確である
- ▶ 3. 適応に関する事項が様々な議題の下で扱われている
- ▶ 4. 適応策策定及び実施に必要な、知見、キャパシティ、資金が不足している

適応策の実施に係る主体間の役割分担



資金支援・技術支援、
情報集積、能力構築

地域内の調整、能力構築

地方政府／地域機関等
との調整、国際制度構築への参画

適応策の実施

気候変動枠組条約の適応関連規定

主 体	内 容
全締約国	<ul style="list-style-type: none"> ・適応を容易にするための措置を含む、自国／地域の計画の作成・実施・公表・定期的更新(4条1項(b))
	<ul style="list-style-type: none"> ・適応のための準備についての協力(4条1項(e))
	<ul style="list-style-type: none"> ・自国の政策措置における考慮(4条1項(f))
	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の悪影響または対策措置の実施による悪影響を受ける途上国への資金供与、保険、技術移転等についての十分な考慮(4条8項)
附属書Ⅱ国 (先進国)	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国がインベントリ及び国別報告書の提出(12条1項)並びに条約4条1項の約束を履行するための費用負担の支援を目的とした新規かつ追加的な資金の供与(4条3項)
	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の悪影響を特に受けやすい途上国の適応費用の支援(4条4項)
	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国がインベントリ及び国別報告書の提出(12条1項)並びに条約4条1項の約束を履行するための費用負担の支援を目的とした新規かつ追加的な資金の供与(4条3項)

現行のUNFCCC及び京都議定書下の 資金メカニズム

基金	資金源	支援対象	資金規模
特別気候変動基金 (SCCF)	先進国の自主的拠出	発展途上国	149 million USD (うち132 mil. USDは適応)
最後発発展途上国基金 (LDCF)	先進国の自主的拠出	LDC	224 million USD
適応基金 (AF)	CDMの収益の一部 (2%)、先進国の自主的拠出など	とりわけ脆弱な発展途上国	10,231,778 CER 80 - 300 million USD???

カンクン合意：適応関連事項 ①

- ▶ すべての国は、すべてのレベル（グローバル、リージョナル、国内、ローカル）において適応策を実施する。
- ▶ **カンクン適応フレームワークの設置**：適応策の強化
 - 適応活動の計画、優先順位づけ、実施
 - 影響、脆弱性、適応策の評価
 - institutional capacityの強化
 - 対応力(resilience)の構築
 - 気候変動関連災害リスク低減戦略の強化
 - 適応関連での技術協力・能力構築
 - データ、情報、教育普及啓発の強化
 - 気候関連の研究及び観測、データ収集、モデリングの向上

カンクン合意：適応関連事項②

- ▶ LDCによる国内適応計画の作成・実施の支援プロセスの設置
 - 国家適応計画(NAPA)のグレードアップ
- ▶ 国内適応計画に関するモダリティとガイドラインの作成をSBIに要請
 - COP17で採択
- ▶ 適応委員会の設置
 - 適応委員会に関する各国意見を募集
- ▶ 損害賠償・損失補償に関する作業計画の策定

カンクン合意：資金関連事項

- ▶ 資金援助：コペンハーゲン合意と同じ。
 - Fast-start finance
 - 先進国は、2010～2012 年の間に300 億ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行う
 - 長期の資金供与
 - 先進国は、2020 年までには年間1,000 億ドルの資金を共同で調達することを目指す
- ▶ COPのガイダンスの下、気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として**緑の気候基金** (Green Climate Fund)を設置。

4. まとめと今後の課題 ①

- ▶ カンクン合意は、コペンハーゲン合意を土台にしたものであり、これがCOPにおいて正式に採択されたことは進展であった。
- ▶ COP17に向けてどのような作業をするかは明確になったが、課題は山積。
- ▶ 1つの枠組みか、2つの枠組みか？
 - AWG-LCAの成果の法的性質は？
 - バリ行動計画には明記されていない。
 - COPで議論がなされたが、決着がつかず、先送り。
 - 法的拘束力ある成果とは何かについても見解に相違
- ▶ COP17までの1年間は非常に困難な交渉になる。
 - グローバルな枠組みにとっての重要な局面

4. まとめと今後の課題 ②

▶ 長期目標

- 2°C目標とコペンハーゲン合意の下での各国誓約とのギャップをどうするか
 - The Emissions Gap Report(2010)
 - 「コペンハーゲン合意の下での各国誓約を積み上げても1.5°Cまたは2°C目標は達成できない」
 - 「2020年誓約の実施と強化が重要」
 - 「**2°C目標達成のため、2021年以降、より早期かつ大きな削減を実現するため、政策及び投資の基盤が必要**」

▶ 緩和策

- 2020年目標の引き上げ
- 京都議定書第2約束期間
 - 日本の立場は？

▶ 適応策

- これまでの問題点の克服を試みる大枠には合意できたものの、詳細はほぼすべて今後の交渉に委ねられている
 - とりわけ、資金メカニズムの設計が課題

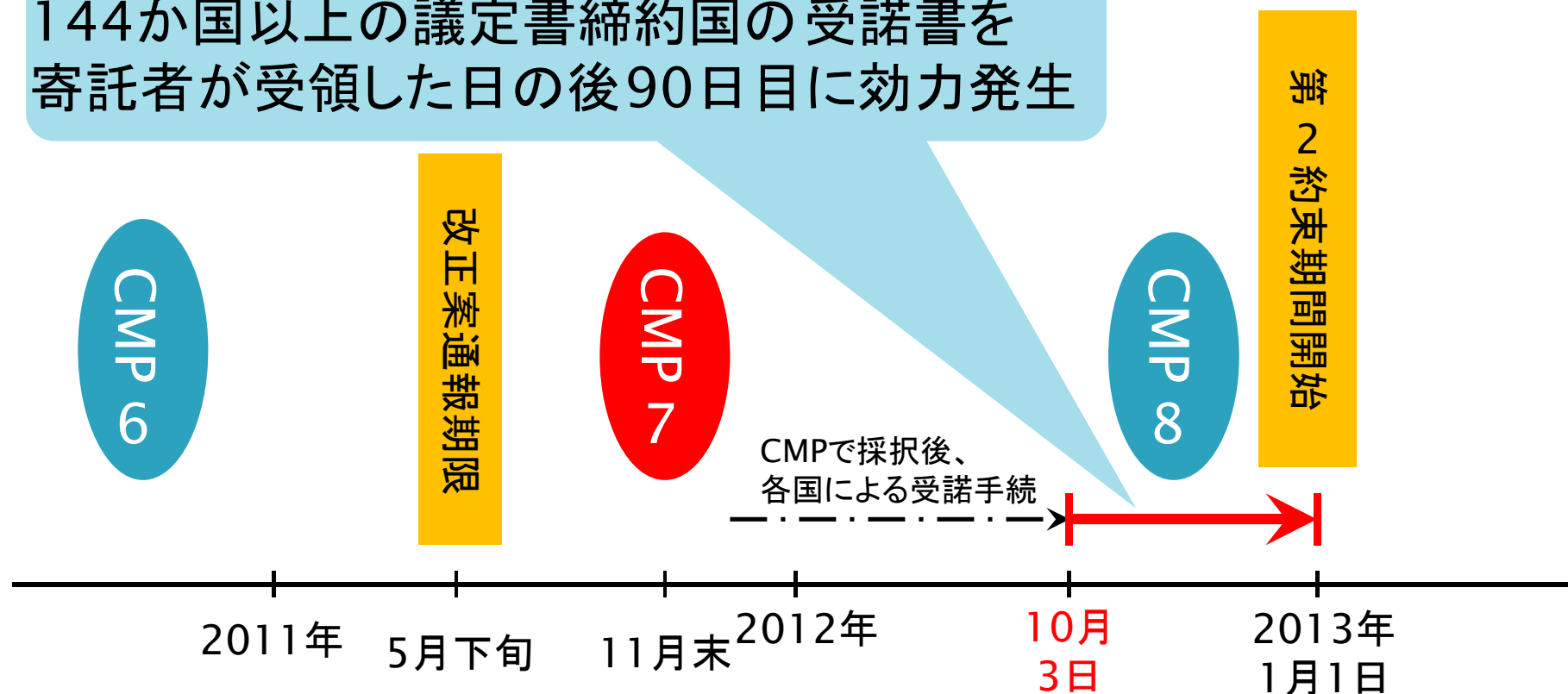
今後の予定

- ▶ AWGsの任務延長
 - AWG-LCA: 1年延長
 - AWG-KP
 - ・「AWG-KPは、第1約束期間と第2約束期間の間に空白が生じないように作業を完了することを目指す」
- ▶ AWGsの次回会合日程
 - 未定(おそらく、2月頃決定)。
- ▶ COP17/CMP7
 - 2011年11月28日～12月9日
 - 開催地: ダーバン(南アフリカ)
- ▶ COP18(2012年)の開催国
 - 韓国とカタールが立候補



議定書1st CPと2nd CPとの間に 空白がないようにするには？

144か国以上の議定書締約国の受諾書を
寄託者が受領した日の後90日目に効力発生



**CMP7(2011年)での
議定書附属書改正案採択が最低限必要**

ご清聴ありがとうございました

久保田 泉
izumi@nies.go.jp